議案第８９号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則第7項及び第8項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附　則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

租税特別措置法の一部改正による低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。